

北九州市立大学教育改革推進室規程

令和 2 年 6 月 2 3 日
北 九 大 規 程 第 1 号

(目的)

第 1 条 北九州市立大学内部質保証の方針に基づき、内部質保証推進室を支援するため、教育改革を推進する組織として、教育改革推進室（以下「推進室」という。）を設置するもの。

(組織及び所管事項)

第 2 条 前条の目的を達成するため、推進室に教育改革部門、教学 IR 推進部門を置き、全学的な教育改革推進に関する次の事項を所管する。

組織	所管事項
教育改革部門	(1) 教育改革推進に係る企画・立案に関する事項 (2) 大学教育（入試・教育・就職支援）に関する情報の活用に関する事項 (3) FD・SD 活動の提案に関する事項 (4) アセスメントプランに関する事項 (5) その他教育改革推進に関して必要な事項
教学 IR 推進部門	(1) 教学 IR に関する事項 イ 教学 IR を機能させるための全学的な仕組みの構築 ロ 教学 IR の業務に必要な各種情報の収集 ハ 収集した情報の加工、分析 ニ 教学 IR の業務を効率的に行う I C T システムの開発運用 ホ ロで収集した情報の適切な管理 ヘ その他教学 IR に関して必要な業務

(室員)

第 3 条 教育改革部門は、次に掲げる室員で構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 教務部長
- (3) ひびきのキャンパス教務委員長
- (4) 入試広報センター長
- (5) キャリアセンター長
- (6) 学長企画室長
- (7) 経営企画課長
- (8) 学術振興課長
- (9) 学務課長
- (10) その他学長が指名する教職員

2 教学 IR 推進部門は、次に掲げる室員で構成する。

- (1) 情報総合センター長
- (2) 教務部長

(3) その他学長が指名する教職員

(任期)

第4条 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、最初の室員の任期は令和3年3月31日までとする。

(室長及び副室長)

第5条 推進室に室長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

- 2 室長は、推進室の所管事項を総括する。
- 3 学長は、必要と認めるときは、推進室に副室長を置くことができる。
- 4 副室長は、室長を補佐する。
- 5 室長に事故があるとき又は室長が欠けたときは、副室長がその職務を行う。

(部門長)

第6条 第2条に規定する各部門に、部門長を置くことができる。

(定足数及び議決)

第7条 第2条に掲げる所管事項を審議するため、推進室会議を置く。

- 2 推進室会議は、第3条に掲げる者をもって構成する。
- 3 室長は、必要な室員を決定のうえ、推進室会議を招集し、その議事を主宰する。
- 4 推進室会議は、室員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 推進室会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、室長の決するところによる。

(室員以外の者の出席)

第8条 室長は、必要と認めるときは、推進室会議に室員以外の者を出席させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年6月23日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年6月29日から施行する。

(北九州市立大学IR室規程の廃止)

- 2 北九州市立大学IR室規程（平成30年4月1日施行北九大規程第8号）は、廃止する。